

第45回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2023年1月12日（木）

午後5時から午後6時まで

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール（延長）

引き続き第8波の感染拡大の抑制にご協力を！

～県民・事業者の皆様へのメッセージ～

資料2：愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール

第8波の感染拡大の抑制に向け県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：愛知県の保健医療の負荷の状況

参考資料3：令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱の改正及び交付申請について

参考資料4：PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

参考資料5：愛知県のワクチン接種の状況

参考資料6：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料7：インフルエンザが流行入りしました！

第 45 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

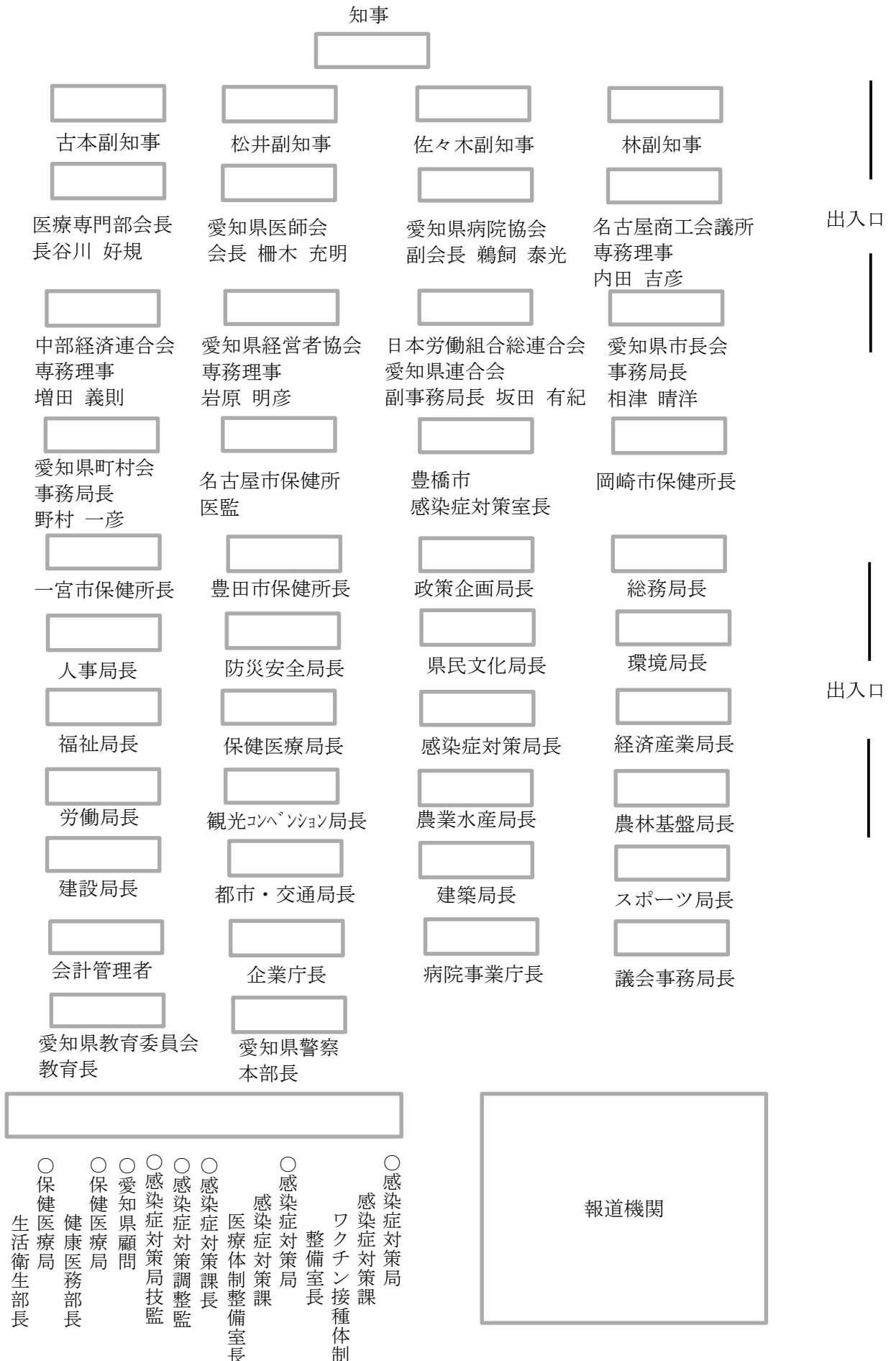
(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一 (代理出席：副会長 鵜飼 泰光)
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	ますだ よしのり 増田 義則
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会長	かち ようじ 可知 洋二 (代理出席：副事務局長 さかた ゆき 坂田 有紀)
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	のむら かずひこ 野村 一彦
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗
豊橋市保健所	所長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席：感染症対策室長 あらい てつや 新井 哲也)
岡崎市保健所	所長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美

日時：2023年1月12日（木）
午後5時から午後6時まで
場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

第45回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール（延長）

引き続き第8波の感染拡大の抑制にご協力を！ ～県民・事業者の皆様へのメッセージ～

愛知県では、12月8日から「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

しかしながら、新規陽性者数は、依然として高い水準にあり、病床使用率が70%を超える状況が続いています。

また、冬の間は、気温の低下や空気の乾燥など、感染症が流行する条件が重なります。さらに、年末年始・三連休が終わり、学校が再開するとともに、事業活動も本格化するなど、人の動きが活発になってきています。特に、この時期は受験シーズンでもあり、受験生への配慮も必要です。

このため、1月15日までとしていた「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」の期間を2月19日まで延長します。

県民・事業者の皆様には、第8波の感染拡大と季節性インフルエンザとの同時流行を抑制するため、改めて「3つの密」の回避、効果的な換気など感染防止対策の徹底をお願いします。また、1日でも早く、オミクロン株対応ワクチンとインフルエンザワクチンの接種を受けていただくようお願いします。

オール愛知一丸となって、この第8波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 延長期間 1月16日（月）～2月19日（日） 35日間
- 3 要請事項 別紙「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

2023年1月12日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール

第8波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 12月 8日(木)～

2023年 1月15日(日)

延長期間：2023年 1月16日(月)～ 2月19日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる））の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨。以下同じ）」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は控えてください。
- 日々の体調チェックや定期的な検温などにより、普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に検査を行うことや、早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に気を付けるとともに、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、長時間を回避し、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 検査キットや解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入し、発熱等の体調不良時に備えてください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンに比べ、変異株にも効果が高いとされています。1日でも早くまた、接種間隔が3か月に短縮されました。できる限り、年内に接種を受けていただくようお願いいたします。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対する事業者が求めるマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なく事業者が求めるマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)
 - ※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。

- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、場面に応じたマスクの着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 「業務継続体制」の確保

- 多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保をお願いします。
- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（BCP）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。
- 一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、県民や取引先や顧客等に示していただくようお願いします。
- 濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを徹底してください。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、場面に応じたマスクの着用など、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。
- ※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・場面に応じたマスクの着用・手指衛生など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスクの着用、オンライン学習の活用、食事中は大声での会話を控えること等の感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業等で運動をしているときには、不要とします。
- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- クラブ・部活動、寮生活など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。

- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくな
いか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人
の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いする
ことにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願
いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のオミクロン株対応ワクチンの接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、医療機関においては、感染対策のガイドライン等(学会の作成したガイドライン)や「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」、高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底してください。
- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門 Web サイトや電話相談窓口を利用してください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 県民に対し、感染拡大の状況、医療負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかけます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- オミクロン株対応ワクチンの接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場においても、オミクロン株対

応ワクチンの接種を**精力的に**実施します。

- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール

第8波の感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 12月 8日(木)～

2023年 1月15日(日)

延長期間：2023年 1月16日(月)～ 2月19日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は控えてください。
- 日々の体調チェックや定期的な検温などにより、普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- 帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に検査を行うことや、早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、学校や部活動、習い事・学習塾、友人との集まりでの感染に気を付けるとともに、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、長時間を回避し、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。

- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 検査キットや解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入し、発熱等の体調不良時に備えてください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- オミクロン株対応ワクチンは、従来のワクチンに比べ、変異株にも効果が高いとされています。1日でも早く接種を受けていただくようお願いします。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対する事業者が求めるマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なく事業者が求めるマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)
 - ※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。

- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、場面に応じたマスクの着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 「業務継続体制」の確保

- 多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保をお願いします。
- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画（BCP）を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。
- 一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、県民や取引先や顧客等に示していただくようお願いします。
- 濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを徹底してください。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、場面に応じたマスクの着用など、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。
- ※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・場面に応じたマスクの着用・手指衛生など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスクの着用、オンライン学習の活用、食事中は大声での会話を控えること等の感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- クラブ・部活動、寮生活など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。

- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスクの着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくな
いか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のオミクロン株対応ワクチンの接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、医療機関においては、感染対策のガイドライン等(学会の作成したガイドライン)や「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」、高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底してください。
- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。なお、軽症又は無症状で感染の疑いがある方など、緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ることとし、専門 Web サイトや電話相談窓口を利用してください。
- 医療機関・保健所からの証明書等の取得について、事業者や学校の皆様には、以下のことに配慮をお願いします。
 - ・従業員、学生等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際に、事業所や学校等は、従業員等から医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないようお願いします。
 - ・感染した又は濃厚接触者となった従業員等が、療養期間又は待機期間を経過した後に、職場や学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないようお願いします。
 - ・従業員等以外(顧客や来訪者など)に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、医療機関や保健所から発行された療養証明書の提出を求めないようお願いします。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 県民に対し、感染拡大の状況、医療負荷の状況を丁寧に伝えるとともに、協力を呼びかけます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- オミクロン株対応ワクチンの接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場においても、オミクロン株対

応ワクチンの接種を精力的に実施します。

- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

- 機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

- 機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

- 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

- 必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

- 十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

- 空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さより低いパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100% (注2、注4)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし:100% 大声あり:50% (注4)	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1) 5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2) 感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが基本。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

(注4) 同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>①飛沫感染対策</p> <p>□適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔。その際、主催者や出演者等から参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知すること。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける） * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 <p>「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、上記対策に加えて、</p> <p>□大声なしエリア・大声ありエリアの明確な区分があり、それぞれにおける、イベント参加者間の適切な距離の確保</p> <p>□大声なしエリアにおける、大声を防止するための対策の実施</p>	<p>○マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（大声なしの場合）主催者や出演者等から参加者等に対する「大声を出さないこと」の適切な周知 ・ マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ・ 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整 ・ 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 <p>○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p> <p>○チケット販売時等におけるエリア区分に関する周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベントごとの声出し応援のルール等の周知・徹底 ・ 座席指定などエリアごとにチケットを分けて販売 <p>○主催者及び出演者等からのアナウンスや警備員の配置等による、大声なしエリアにおける応援自粛の呼びかけ、及び大声を出す者がいた場合の個別注意や退場の徹底</p>
<p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く <p>□適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
<p>③接触感染対策</p> <p>□イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施</p> <p>□イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○具体的手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施</p> <p>○アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ</p> <p>○距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>
(2) その他の感染対策	
<p>④飲食時の感染対策</p> <p>□上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底の周知</p>	<p>○アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ</p> <p>○飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨</p> <p>○飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保、マスクを外して会話を行う者への個別注意等）</p>
<p>⑤イベント前の感染対策</p> <p>□発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ</p>	<p>○体制構築の上、検温・検査の実施</p> <p>○発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備</p>
<p>⑥感染拡大対策</p> <p>□イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起</p>	<p>○感染者が発生した旨のHP等を活用した参加者への迅速な周知</p> <p>○通知サービス（QRコードを用いたもの等）等による参加者への注意喚起手法の確立</p>
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<p>⑦出演者やスタッフの感染対策</p> <p>□出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施</p> <p>□舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施</p>	<p>○日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <p>○本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 ・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた出演者間の適切な距離の確保 ・ 本番前後でのマスクの適切な着用 ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ <p>○ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知</p>

2022年11月25日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限に係る留意事項等について」から抜粋

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

資料5 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症 「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関すること

② 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

愛知県健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

愛知県健康フォローアップセンター(夜間・休日の受診・相談窓口)

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

愛知県健康フォローアップセンター(看護師による相談窓口)

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	一般健康相談に関すること

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6070	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3665-8019	平日夜間 午後5時～翌午前9時(コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
0531-23-1133	田原地域		

一般相談窓口

瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋市、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188		豊川市、蒲郡市、田原市

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

③ 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

④ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関すること
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関すること
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関すること
尾張繊維技術センター	0586-45-7871	中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関すること	
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

⑤ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

新型コロナウイルス感染症

第8波の感染拡大の抑制に向け

医療ひっ迫防止 緊急アピール

実施区域：愛知県全域

実施期間：12月 8日 ~ 1月15日
延長期間：1月16日 ~ 2月19日

医療ひっ迫防止緊急アピール ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は控えて 普段と異なる症状がある場合は、外出を控えて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	手指の消毒設備の設置 施設の換気 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

医療ひっ迫防止緊急アピール ②

事業者	⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知
	⑩「業務継続体制」の確保	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定
その他	⑪イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント 収容定員まで
		その他のイベント 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	⑫行事等での対策	人と人の距離の確保
	⑬学校等での対応	クラブ・部活動、寮生活など集団行動においては感染防止対策を徹底
	⑭保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動は回避 (2歳未満児)マスク着用は奨めない (2歳以上児)マスク着用は一律には求めない
	⑮医療機関・高齢者施設等での対応	感染対策の手引き等に基づく対応を徹底
	⑯医療機関等の負担軽減に向けた対応	救急外来・救急車の利用は真に必要な場合のみ
県	○ワクチン接種の機会の提供	○あいスタ認証店の普及

I. 県民の皆様へのごお願い

① 外出の注意点

- **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出など、感染拡大につながる行動は控えて**
- **普段と異なる症状がある場合は、外出を控えて**

② 県をまたぐ移動の注意点

- **基本的な感染防止対策を徹底**
- **移動先での感染リスクの高い行動は控えて**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **基礎疾患**のある方と会う際は事前に検査

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人までを目安とし、マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は**避けて**



内閣府 厚労省 経済産業省 共同制作

Ⅱ. 事業者の皆様へのごお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者**の感染防止のための**整理・誘導**
- 手指の**消毒設備**の**設置**
- **施設の換気** 等

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドライン**の**遵守、徹底**
- **全ての施設**で、**感染防止対策**の**自己点検**

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○ **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

⑩ 「業務継続体制」の確保

○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画策定イベント	収容率 100% かつ 人数上限 収容定員まで
	その他のイベント	収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員50%のいずれか大きい方
その他	<ul style="list-style-type: none">○事業者は適切な感染防止対策、イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底○参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止対策を徹底	

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事は感染防止対策を徹底**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止の徹底**
- 十分な**身体的距離が確保できる場合**や**体育の授業等で運動**をしているときは**マスクの着用は不要**
- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援**

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底**
- 2歳未満児のマスク着用は奨めない**
- 2歳以上児についても、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない**
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意、調子が悪い場合などは外させる**

⑮ 医療機関・高齢者施設等での対応

- 院内・施設内の感染対策**については、**感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、医療機関においては、感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン）や「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」、高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく基本的な感染対策を徹底**

⑯ 医療機関等の負担軽減に向けた対応

- 発熱等の症状が出たときは、まずはかかりつけ医や、「愛知県健康フォローアップセンター（受診・相談窓口）」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診
- 緊急でない場合は、休日・夜間の救急受診は控え、平日の日中でのかかりつけ医等への受診
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみ

IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- オミクロン株対応ワクチンの接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に推進
- 大規模接種会場においても、オミクロン株対応ワクチンの接種を実施
- 小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及



指標の推移

		→第7波（6月21日～）、嚴重警戒（10月1日～）														→第8波				→指標の変更							
日付		10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	
曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
(1) 入院患者数	単日	340	374	374	381	411	440	441	404	419	437	452	482	502	503	509	560	574	609	612	603	614	690	734	785	793	
	過去7日間平均	344.0	349.4	353.6	358.4	368.4	380.6	394.4	403.6	410.0	419.0	429.1	439.3	448.1	457.0	472.0	492.1	511.7	534.1	552.7	567.1	583.0	608.9	633.7	663.9	690.1	
新規陽性者数		684	4277	3988	4037	1239	5031	3827	1096	5684	4936	4235	3985	4488	3877	1509	7455	6841	5511	5212	5765	4604	1641	9272	8886	2592	
(2) 新規陽性者数 ^{※1}		2031.9	2248.0	2456.4	2753.3	2671.7	3053.6	3297.6	3356.4	3557.4	3692.9	3721.1	4113.4	4035.9	4043.0	4102.0	4355.0	4627.1	4809.4	4984.7	5167.1	5271.0	5289.9	5549.4	5841.6	5424.6	
(参考項目)																											
入院患者のうち重症者数 ^{※1}		8.0	8.0	7.9	7.9	7.7	7.7	7.7	7.6	7.3	7.1	7.7	8.7	9.9	11.0	12.3	13.3	15.0	16.4	17.1	17.7	18.4	18.7	20.3	21.0	21.4	
新規高齢者数 ^{※1、※2}		157.7	180.6	195.7	223.6	211.7	246.9	267.4	272.1	288.9	302.3	296.1	337.4	329.6	333.4	338.7	364.9	392.9	420.3	436.3	452.6	469.4	468.1	488.1	525.0	486.6	

		→レベル分類の改訂												→医療ひっ迫防止緊急アピール															
日付		11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(1) 入院患者数	単日	821	841	855	857	925	1006	987	1003	1018	1016	1023	1100	1116	1118	1143	1158	1164	1162	1147	1146	1140	1128	1136	1131	1128	1137	1152	1179
	過去7日間平均	720.0	754.0	788.4	812.3	839.6	871.1	898.9	924.9	950.1	973.1	996.9	1021.9	1037.6	1056.3	1076.3	1096.3	1117.4	1137.3	1144.0	1148.3	1151.4	1149.3	1146.1	1141.4	1136.6	1135.1	1136.0	1141.6
(2) 入院患者数 のうち重症者数	単日	24	23	23	23	19	23	21	20	15	14	11	21	26	23	25	23	23	20	26	27	30	29	28	28	28	31	35	32
	過去7日間平均	22.1	22.7	23.1	23.9	23.0	22.9	22.3	21.7	20.6	19.3	17.6	17.9	18.3	18.6	19.3	20.4	21.7	23.0	23.7	23.9	24.9	25.4	26.1	26.9	28.0	28.7	29.9	30.1
(参考項目)																													
新規陽性者数		8399	8638	6316	1826	9854	9241	7358	6956	6911	5150	1905	10150	9478	8034	7653	8523	6879	2307	13208	11904	9810	9422	9908	7892	2631	14567	12894	11737
新規陽性者数(過去7日間平均)		5879.9	6290.3	6534.9	6561.3	6644.4	6695.1	7376.0	7169.9	6923.1	6756.6	6767.9	6810.1	6844.0	6940.6	7040.1	7270.4	7517.4	7574.9	8011.7	8358.3	8612.0	8864.7	9062.6	9207.3	9253.6	9447.7	9589.1	9864.4
新規高齢者数 ^{※1、※2}		528.1	569.6	584.9	590.7	612.4	612.4	676.3	663.6	660.9	658.4	657.1	661.3	659.7	669.4	676.9	677.3	679.0	687.1	706.0	732.3	733.7	754.7	771.1	789.3	786.9	799.6	809.9	840.6

日付		12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
(1) 入院患者数	単日	1198	1223	1221	1236	1224	1234	1249	1259	1248	1246	1246	1254	1243	1225
	過去7日間平均	1151.6	1164.0	1176.9	1192.3	1204.7	1216.4	1226.4	1235.1	1238.7	1242.3	1243.7	1248.0	1249.3	1245.9
(2) 入院患者数 のうち重症者数	単日	31	35	35	34	31	27	20	19	22	21	21	23	23	27
	過去7日間平均	30.4	31.4	32.4	33.3	33.3	32.1	30.4	28.7	26.9	24.9	23.0	21.9	21.3	22.3
(参考項目)															
新規陽性者数		10938	11885	8669	2706	15443	14310	12281	8194	5378	4547	4252	4850	5829	13174
新規陽性者数(過去7日間平均)		10081.0	10363.4	10474.4	10485.1	10610.3	10812.6	10890.3	10498.3	9568.7	8979.9	9200.7	7687.4	6475.9	6603.4
新規高齢者数 ^{※1、※2}		849.4	865.6	868.3	866.1	895.1	917.4	946.3	926.6	856.0	819.4	843.1	700.7	582.7	603.3

日付		1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11
曜日		金	土	日	月	火	水
(1) 入院患者数	単日	1212	1214	1197	1196	1196	1199
	過去7日間平均	1239.1	1234.3	1227.3	1220.1	1211.9	1205.6
(2) 入院患者数 のうち重症者数	単日	30	35	30	30	31	34
	過去7日間平均	23.9	25.7	27.0	28.3	29.4	31.0
(参考項目)							
新規陽性者数		15928	15774	11350	4043	3371	15918
新規陽性者数(過去7日間平均)		7708.3	9193.4	10165.3	10135.4	9924.1	11365.4
新規高齢者数 ^{※1、※2}		704.4	870.0	977.0	983.3	960.9	1135.3

※1 直近過去7日間の平均 ※2 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標 (2022年11月25日時点から適用)

最大確保病床 : 2,540床
 (臨時医療施設411床を除いた病床) : 2,129床
 最大確保重症者用病床 : 210床

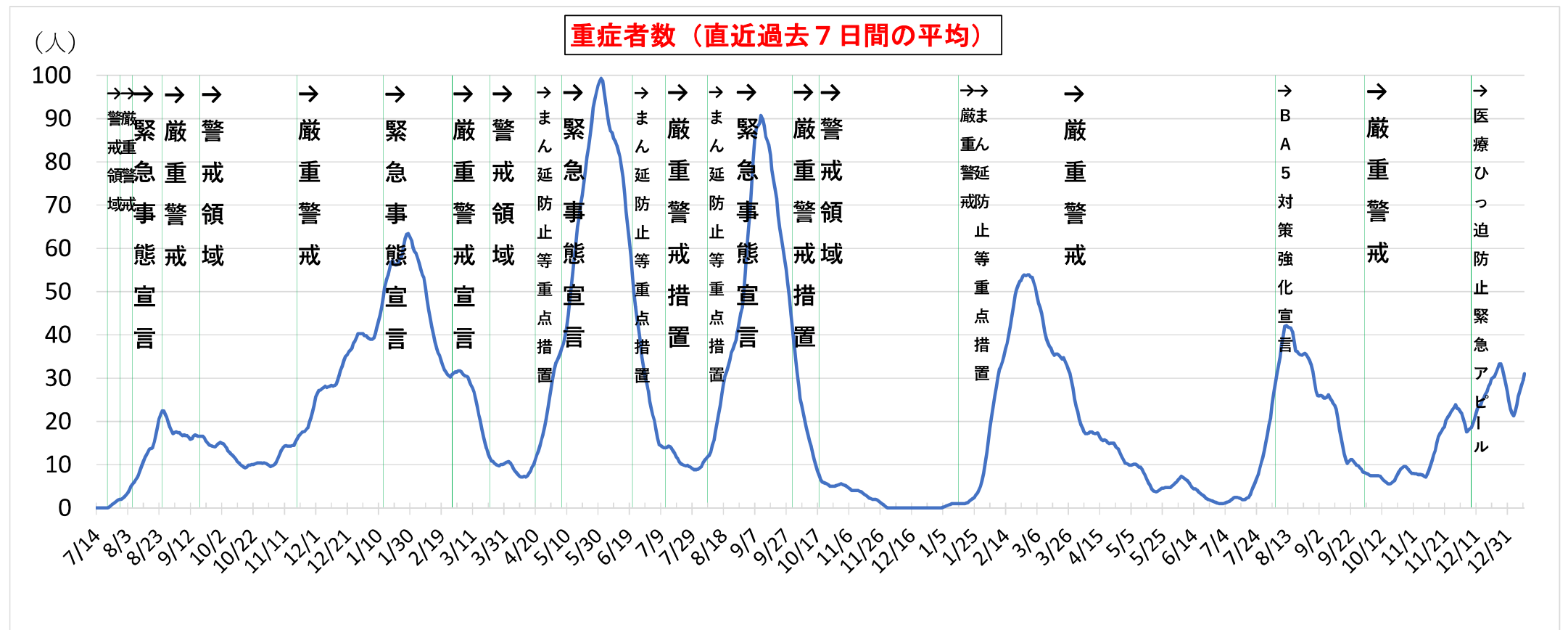
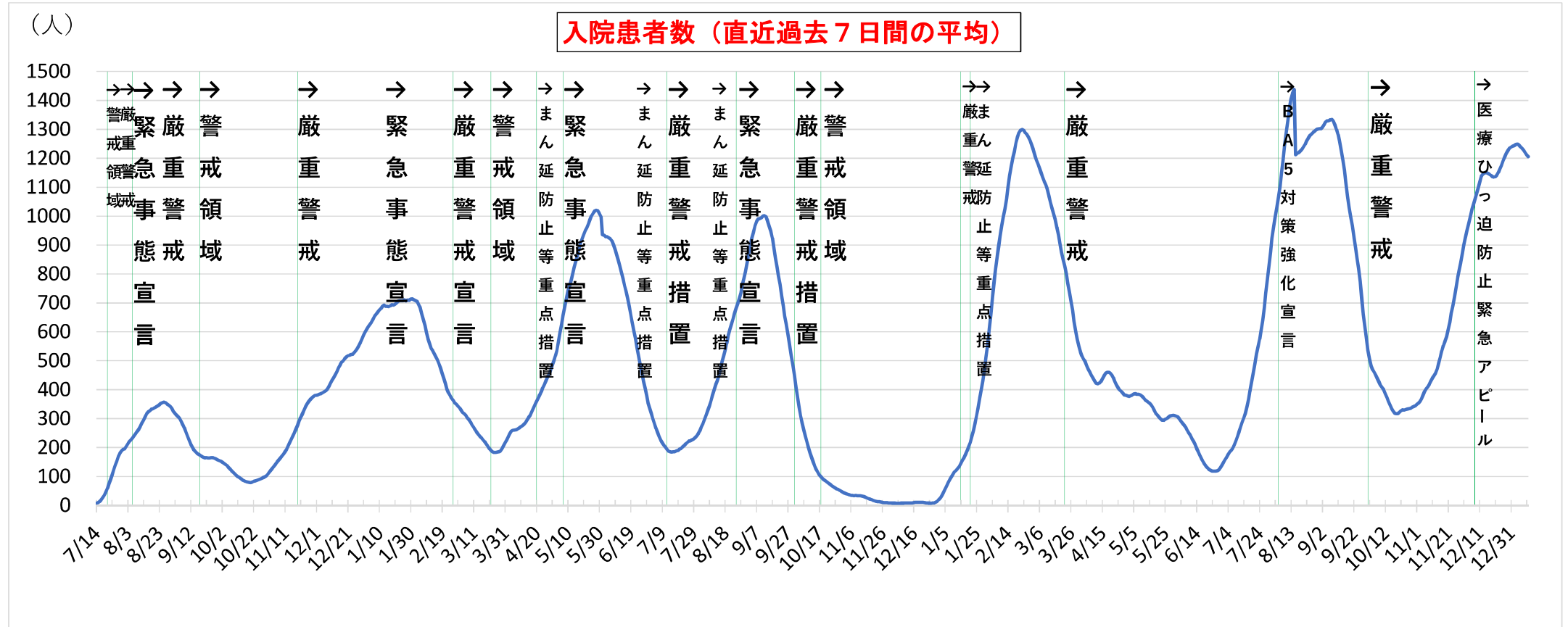
基準項目	感染小床期	感染拡大初期	医療負荷増大期	医療負荷増大期	医療機能不全期
	注意・警戒 (イエロー)	嚴重警戒 (オレンジ)		危険 (レッド)	
県のレベル分類	レベル1	レベル2	レベル3A 医療ひっ迫防止 対策強化宣言	レベル3B 医療非常事態宣言	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	638人未満	638人 ^{※2}	1,064人 ^{※3}		1,703人 ^{※4}
(2) 入院患者のうち 重症者数 ^{※1} (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	105人未満		105人 ^{※5}		168人 ^{※6}

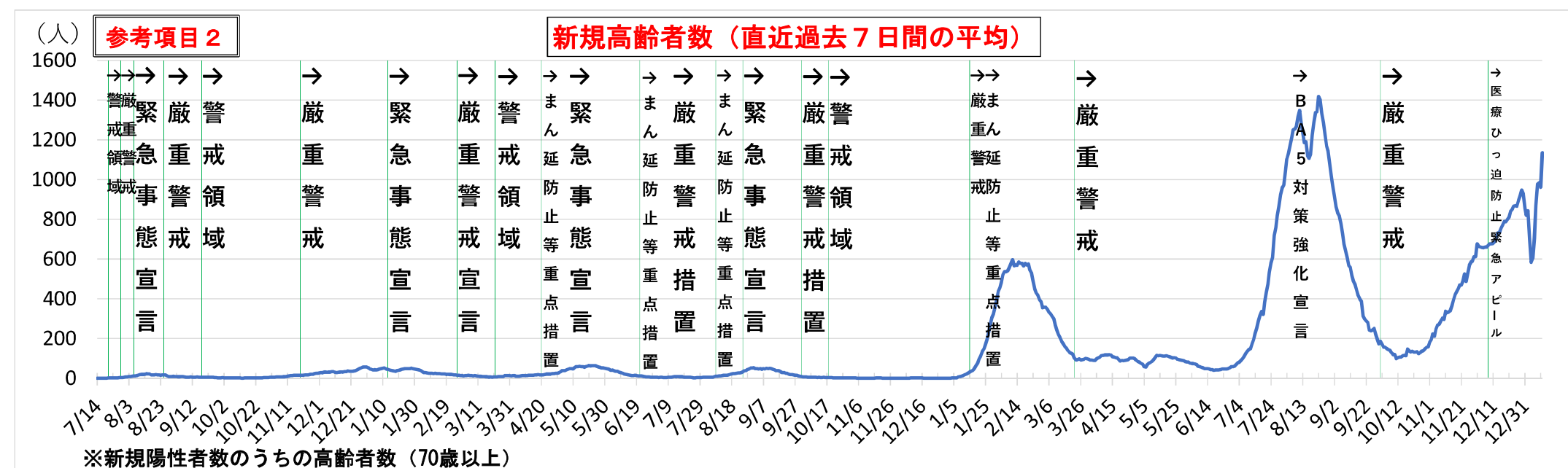
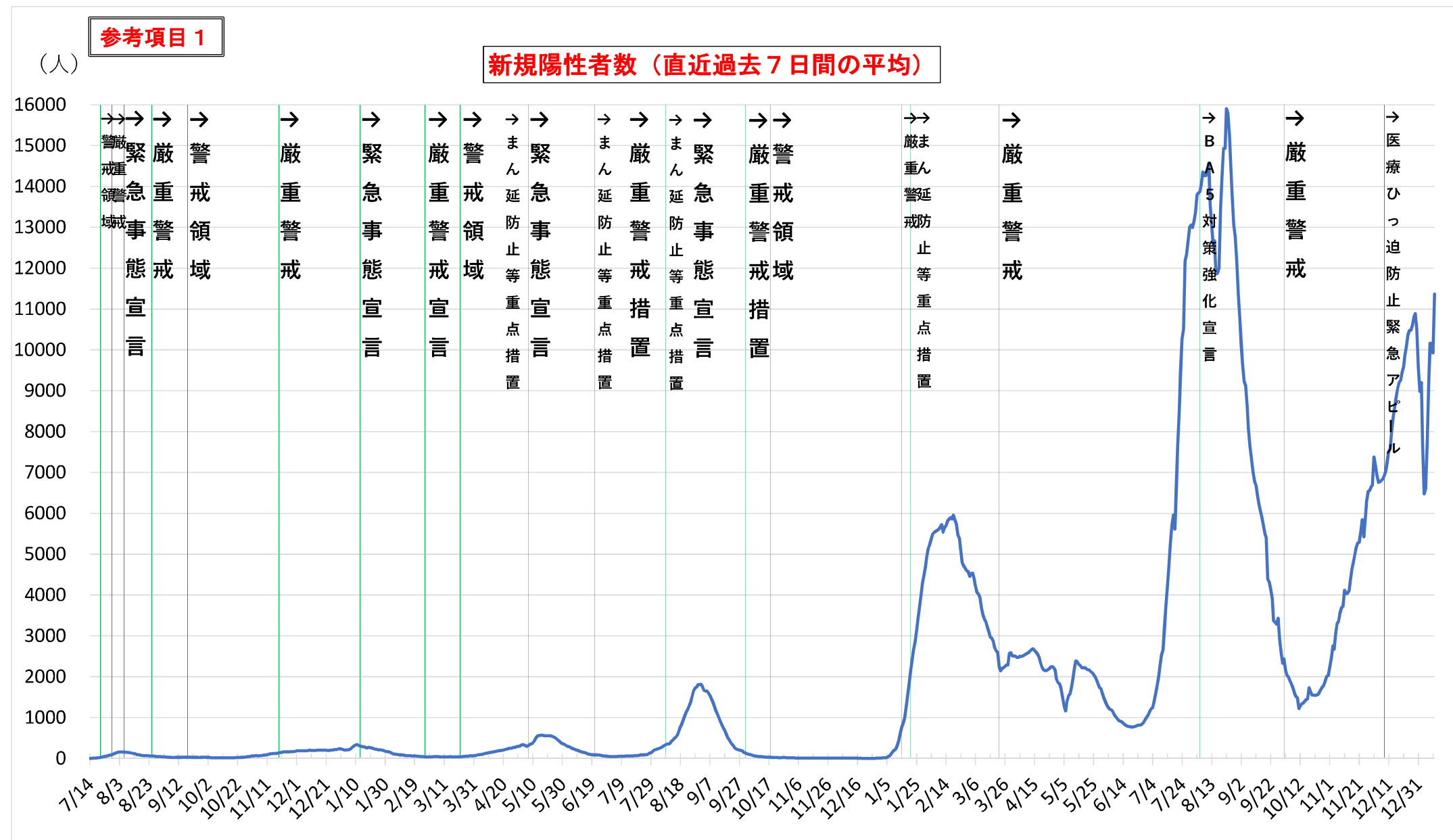
※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 最大確保病床の30% ※3 最大確保病床の50% ※4 最大確保病床の80%
 ※5 最大確保重症者用病床の50% ※6 最大確保重症者用病床の80%

指標の推移

2020年 2023年
(7月14日～1月11日)

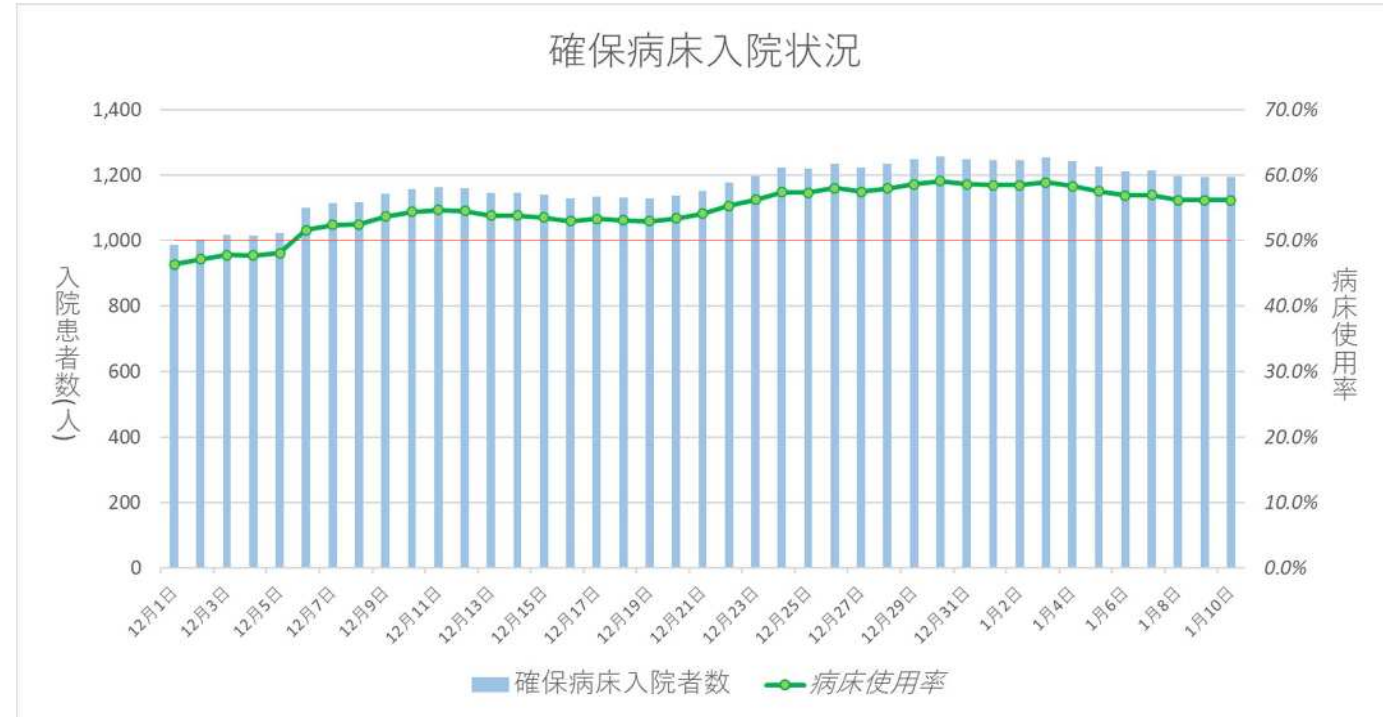
- 警戒領域 : 7月21日～
- 嚴重警戒 : 7月29日～
- 緊急事態宣言 : 8月6日～
- 嚴重警戒 : 8月25日～
- 警戒領域 : 9月18日～
- 嚴重警戒 : 11月19日～
- 緊急事態宣言 : 1月13日～
- (緊急事態措置 : 1月14日～)
- 嚴重警戒宣言 : 2月26日～
- (嚴重警戒措置 : 3月1日～)
- 警戒領域 : 3月22日～
- まん延防止等重点措置 : 4月20日～
- 緊急事態宣言 : 5月7日～
- (緊急事態措置 : 5月12日～)
- まん延防止等重点措置 : 6月21日～
- 嚴重警戒宣言 : 7月8日～
- (嚴重警戒措置 : 7月12日～)
- まん延防止等重点措置 : 8月8日～
- 緊急事態宣言 : 8月25日～
- (緊急事態措置 : 8月27日～)
- 嚴重警戒宣言 : 9月28日～
- (嚴重警戒措置 : 10月1日～)
- 警戒領域 : 10月18日～
- 嚴重警戒 : 1月15日～
- まん延防止等重点措置 : 1月21日～
- 嚴重警戒 : 3月22日～
- BA. 5対策強化宣言 : 8月5日～
- 嚴重警戒 : 10月1日～
- 医療ひっ迫防止緊急アピール : 12月8日～





愛知県の保健医療の負荷の状況

○病床使用率について



日付	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日
確保病床入院者数	987	1,003	1,018	1,016	1,023	1,100	1,116	1,118	1,143	1,158	1,164	1,162
病床使用率	46.4%	47.1%	47.8%	47.7%	48.1%	51.7%	52.4%	52.5%	53.7%	54.4%	54.7%	54.6%

日付	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日
確保病床入院者数	1,147	1,146	1,140	1,128	1,136	1,131	1,128	1,137	1,152	1,179	1,198	1,223
病床使用率	53.9%	53.8%	53.5%	53.0%	53.4%	53.1%	53.0%	53.4%	54.1%	55.4%	56.3%	57.4%

日付	12月25日	12月26日	12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日	1月4日	1月5日
確保病床入院者数	1,221	1,236	1,224	1,234	1,249	1,259	1,248	1,246	1,246	1,254	1,243	1,225
病床使用率	57.4%	58.1%	57.5%	58.0%	58.7%	59.1%	58.6%	58.5%	58.5%	58.9%	58.4%	57.5%

日付	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日
確保病床入院者数	1,212	1,214	1,197	1,196	1,196
病床使用率	56.9%	57.0%	56.2%	56.2%	56.2%

(参考) 最大確保病床数：2,540 - 411 = 2,129(床)

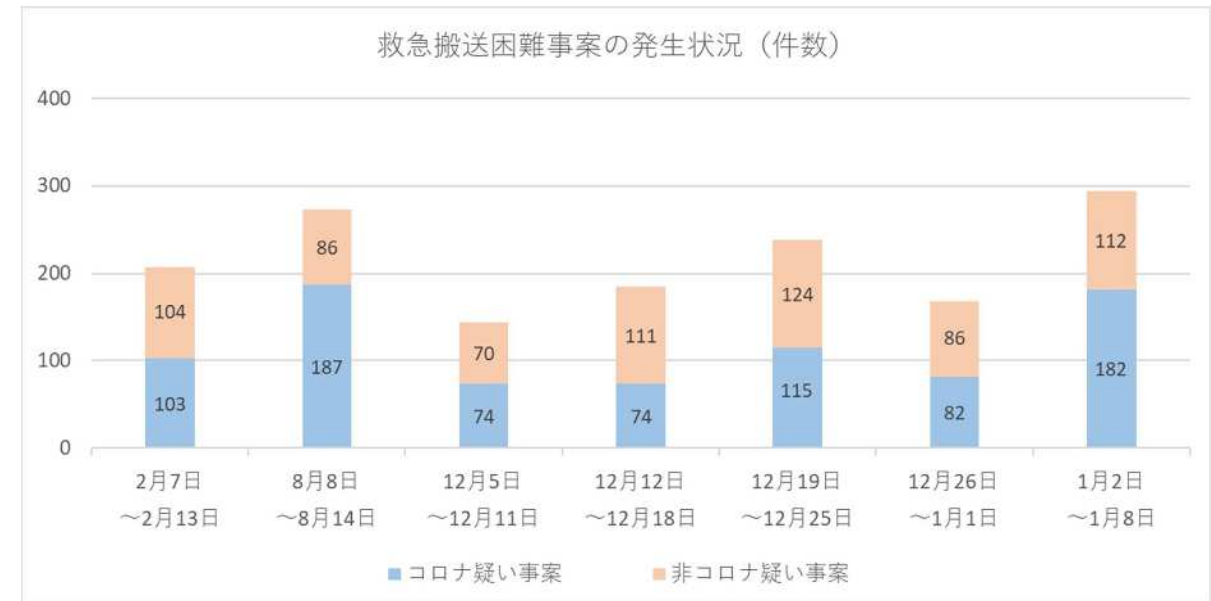
○発熱外来のひっ迫状況について

区分	第7波	第8波
行政検査件数 (1日当たり最多値)	26,649件 (7月26日)	17,071件 (12月12日)
新規陽性者数 (1日当たり最多値)	18,985人 (8月17日)	15,928人 (1月6日)
新規陽性者数 (7日平均最多値)	15,902.6人 (8月23日)	10,890.3人 (12月29日)

(参考) 発熱外来(診療・検査医療機関)の診療能力(1日当たり)

40,375人(厚生労働省報告数値)

○救急搬送困難事案の発生状況について(名古屋市内)



	第6波ピーク	第7波ピーク	第8波(11月1日以降)				
日付	2月7日~2月13日	8月8日~8月14日	12月5日~12月11日	12月12日~12月18日	12月19日~12月25日	12月26日~1月1日	1月2日~1月8日
非コロナ疑い事案	104	86	70	111	124	86	112
コロナ疑い事案	103	187	74	74	115	82	182
合計	207	273	144	185	239	168	294

※救急搬送困難事案とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ

「現場滞在時間30分以上」の事案として、各都道府県の代表消防本部から消防庁へ報告されたもの。

○重点医療機関における医療従事者の欠勤状況について



日付	8月3日 <第7波ピーク>	11月28日	12月5日	12月12日	12月19日	12月26日	1月2日
医師	112(3.6)	46(1.0)	74(1.4)	98(1.8)	103(1.9)	79(1.4)	51(1.1)
看護師	627(20.2)	344(7.2)	374(7.2)	491(9.3)	553(10.4)	625(11.0)	531(11.3)
計	739(23.8)	390(8.1)	448(8.6)	589(11.1)	656(12.4)	704(12.4)	582(12.4)
届出医療機関数	31	48	52	53	53	57	47

※()内は医療従事者/届出医療機関数

関係医療機関の長 様

愛知県感染症対策局長
(公印省略)

令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱の改正及び
交付申請について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県では、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下、「交付金」という。）を財源とし、愛知県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（以下、「補助金」という。）として、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるため病床を確保または休止した場合に病床確保料を交付しておりますが、交付金の制度の見直しにより、令和4年10月1日以降の病床確保料について、別添1のとおり改正されました。

この改正に対する本県の対応については、別添2のとおりとし、補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）を改正しましたので、御承知おきください。

なお、貴院におかれましては、交付要綱第3条第4項第1号に基づき、病床確保料の調整対象としないこととしますので、下記に御留意のうえ交付申請をお願いいたします。

記

1 補助対象機関

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる愛知県内の医療機関

2 補助対象事業

別添3交付要綱のとおり（略）

（令和4年10月1日から同年12月31日までに実施する事業に係る経費に限る。）

3 提出期限

令和5年1月16日（月）

4 提出方法

愛知県感染症対策局感染症対策課助成グループあて、郵送により提出

【提出先】〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県感染症対策局感染症対策課助成グループあて

担 当 感染症対策課助成グループ
電 話 052-954-7489
電子メール aichi-iryohojokin@pref.aichi.lg.jp

1 制度改正時期

令和 4 年 10 月 1 日

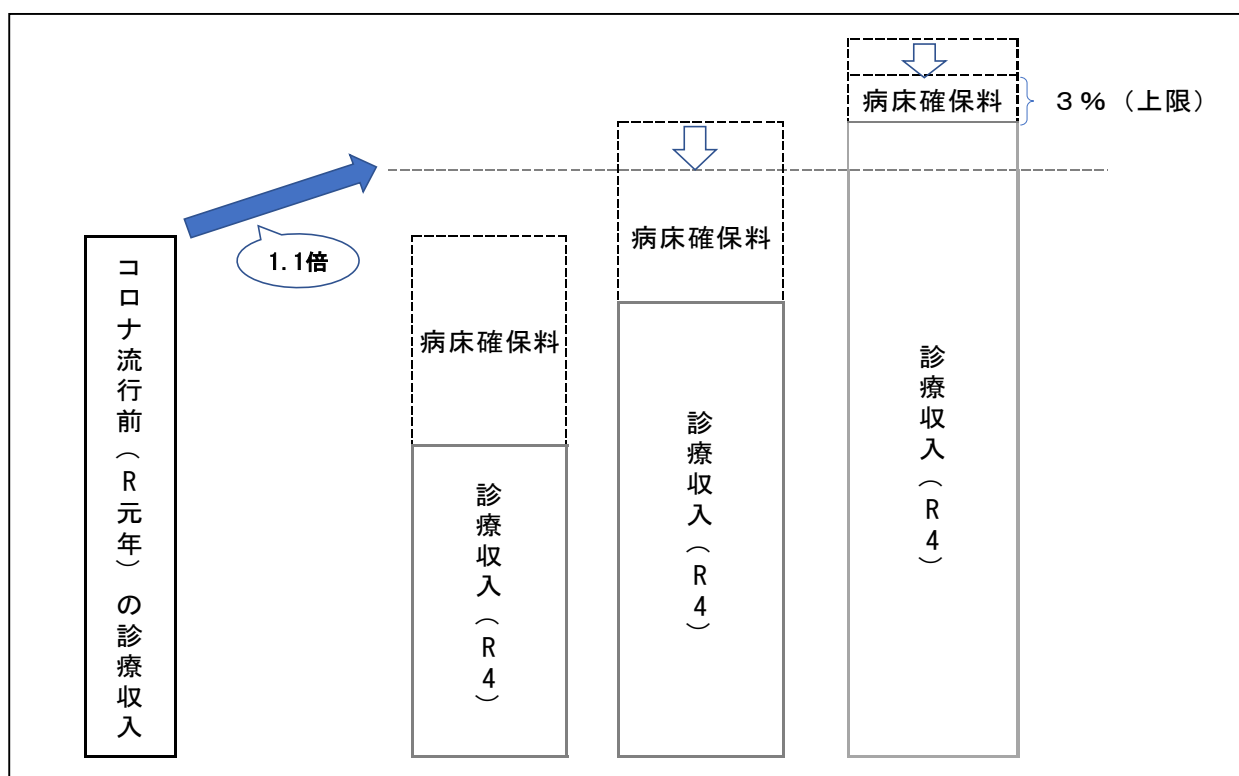
(病床確保料の調整については、都道府県知事の判断により令和 4 年 11 月 1 日からとすることができる。)

2 病床確保料の補助区分の廃止

疑い患者用の病床確保に係る「協力医療機関」の補助区分を廃止

3 病床確保料の調整

当該医療機関の収入額がコロナ流行前の診療収入額の 1.1 倍を超える場合、病床確保料を調整する。



4 病床確保料の調整対象

以下について、都道府県知事の判断で調整対象としないことができる。

- ・ 地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関
- ・ 周産期、小児、透析、精神の 4 診療科
- ・ 構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関
- ・ 上記に類する特段の事情があると認める医療機関
- ・ 令和 4 年 10 月 1 日 (都道府県知事の判断により令和 4 年 11 月 1 日からの病床確保料を調整することとした場合は、令和 4 年 11 月 1 日とする) から令和 5 年 3 月 31 日までの即応病床使用率が 50%以上の医療機関

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の制度改正に伴う愛知県の対応

1 制度改正の適用時期

病床確保料の調整の適用時期を令和 4 年 11 月 1 日からとする。

2 病床確保料の調整対象

以下について、調整対象としないこととする。

- ①地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関として、以下のいずれかを満たす医療機関
 - ・重点医療機関
 - ・感染状況に関わらず常時病床を確保している医療機関
- ②周産期、小児、透析、精神の患者専用として確保している病床に係る病床確保料
- ③構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保しており、一般患者を入れられない医療機関
- ④上記に類する特段の事情があると認める医療機関
- ⑤令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの即応病床使用率が 50%以上の医療機関

PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、「PCR等検査無料化事業」として、感染不安を感じる無症状の方がPCR等検査を無料で受けられる「**感染拡大傾向時の一般検査事業**」を実施しています。

この一般検査事業は、2023年1月10日（火）までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数が高い水準にあることを踏まえ、その期間を**2023年1月31日（火）まで延長**します。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間	
感染拡大傾向時の一般検査事業	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方（愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません。）	PCR検査及び抗原定性検査	変更前	2023年1月10日（火）まで
			変更後	2023年1月31日（火）まで

愛知県のワクチン接種の状況

(1月10日時点実績)

参考資料5

1 オミクロン株対応ワクチン接種の状況

区 分	オミクロン株対応ワクチン接種
接 種 回 数 対象者接種率 [母数：594.2万人]	2,385,584回 [40.15%]
うち3回目接種 [対象者接種率 母数：127.1万人]	144,847回 [11.40%]
うち4回目接種 [対象者接種率 母数：286.0万人]	1,068,271回 [37.35%]
うち5回目接種 [対象者接種率 母数：181.1万人]	1,172,466回 [64.74%]

2 1～5回目接種の状況

区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種
接 種 回 数 (うち大規模集団接種会場分)	6,203,646回 (460,974回)	6,121,805回 (453,428回)	4,840,653回 (285,336回)	2,886,610回 (115,762回)	1,172,482回 (26,097回)
全人口接種率 [母数：752.8万人]	82.40%	81.32%	64.30%	61.80%(※1)	64.74%(※2)

※1 4回目接種は、接種対象者467.1万人に対する比率

4回目接種対象者：従来型ワクチンで3回目接種を受けた者

※2 5回目接種は、接種対象者181.1万人に対する比率

5回目接種対象者：従来型ワクチンで4回目接種を受けた者(60歳以上の者、基礎疾患、医療従事者等)

《年代別接種率》(母数：各年代の総人口)

(単位：%)

年 代	6か月～4歳	5～11歳	12～17歳	18～19歳	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
5回目				0.17	1.22	1.59	2.53	4.76	25.40	50.95
4回目			10.65	13.46	14.43	17.91	25.92	42.36	64.31	80.90
3回目	-	5.05	36.99	50.79	53.58	55.95	62.52	78.09	86.72	90.78
2回目	0.97	17.79	68.48	85.82	80.50	81.02	82.78	91.38	94.00	94.03
1回目	1.76	18.39	69.11	86.29	81.05	81.47	83.10	91.62	94.18	94.24

3 小児・乳幼児接種の状況

区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
小児(5～11歳) 接 種 回 数 (うち大規模集団接種会場分)	87,130回 (2,820回)	84,289回 (2,603回)	23,941回 (1,449回)
小児(5～11歳)人口接種率 [母数：47.4万人]	18.39%	17.79%	5.05%
乳幼児(6か月～4歳) 接 種 回 数	4,687回	2,582回	0回
乳幼児(6か月～4歳)人口接種率 [母数：26.6万人]	1.76%	0.97%	-

4 職域接種の状況

1回目接種	2回目接種	3回目接種	オミクロン株対応ワクチン (主に4回目接種)
787,871回	782,756回	366,350回	86,417回

大規模集団接種会場における接種状況

(2023年1月10日時点)

会場名	接種枠	接種者数(のべ人数)			
		3回目	4回目	5回目	小児
会場合計 (内オミクロンは5会場) 3回目: 6会場計 4回目: 5会場計 5回目: 5会場計 小児: 4会場計		()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者の内数			
	LINE予約枠	187,944 (7,569)	84,532 (47,222)	22,787 (22,787)	6,872
	予約なし接種	33,602 (576)	18,194 (3,015)	1,811 (1,811)	—
	追加枠 ※キャンセル枠等	60,778 (79)	13,022 (5,150)	1,499 (1,499)	—
	妊産婦	1,563 (2)	14 (4)	0 (0)	—
	計	283,887 (8,226)	115,762 (55,391)	26,097 (26,097)	6,872

会場名	接種枠	接種者数(のべ人数)			
		3回目	4回目	5回目	小児
名古屋空港 ターミナルビル (豊山町)		()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者の内数			
	LINE予約枠	70,686 (2,369)	32,949 (17,210)	9,397 (9,397)	3,559
	予約なし接種	14,744 (314)	8,918 (1,823)	1,209 (1,209)	—
	追加枠 ※キャンセル枠等	15,553 (1)	3,784 (2,669)	2 (2)	—
	妊産婦	666 (0)	1 (1)	0 (0)	—
計	101,649 (2,684)	45,652 (21,703)	10,608 (10,608)	3,559	
藤田医科大学 (豊明市)		()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者の内数			
	LINE予約枠	34,851 (594)	13,951 (5,361)	3,014 (3,014)	1,219
	予約なし接種	7,282 (0)	4,005 (0)	0 (0)	—
	追加枠 ※キャンセル枠等	34,938 (74)	6,962 (1,326)	1,484 (1,484)	—
	妊産婦	352 (0)	8 (0)	0 (0)	—
計	77,423 (668)	24,926 (6,687)	4,498 (4,498)	1,219	

会場名	接種枠	接種者数(のべ人数) ()内はオミクロン株対応ワクチンの接種者数			
		3回目	4回目	5回目	小児
愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	LINE 予約枠	21,045 (1,569)	11,062 (7,556)	3,517 (3,517)	1,460
	予約なし接種	2,654 (214)	2,264 (931)	465 (465)	—
	追加枠 ※キャンセル枠等	2,008 (0)	896 (503)	2 (2)	—
	妊産婦	128 (2)	3 (2)	0 (0)	—
	計	25,835 (1,785)	14,225 (8,992)	3,984 (3,984)	1,460
藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	LINE 予約枠	38,636 (1,959)	17,644 (11,321)	4,181 (4,181)	634
	予約なし接種	5,044 (0)	1,945 (0)	0 (0)	—
	追加枠 ※キャンセル枠等	3,383 (4)	1,050 (407)	11 (11)	—
	妊産婦	162 (0)	0 (0)	0 (0)	—
	計	47,225 (1,963)	20,639 (11,728)	4,192 (4,192)	634
JA 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市)	LINE 予約枠	10,596 (1,078)	8,926 (5,774)	2,678 (2,678)	
	予約なし接種	1,914 (48)	1,062 (261)	137 (137)	
	追加枠 ※キャンセル枠等	784 (0)	330 (245)	0 (0)	
	妊産婦	175 (0)	2 (1)	0 (0)	
	計	13,469 (1,126)	10,320 (6,281)	2,815 (2,815)	—
東三河総合庁舎 (豊橋市) ※6月12日をもって終了	LINE 予約枠	12,130			
	予約なし接種	1,964			
	追加枠 ※キャンセル枠等	4,112			
	妊産婦	80			
	計	18,286	—	—	—

インフルエンザが流行入りしました！

1 概 要

愛知県では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県内の医療機関のうち195か所を定点として、インフルエンザについて発生動向調査を実施しています。

この調査結果によりますと、**2023年第1週（1月2日（月）から1月8日（日）まで）における県内のインフルエンザ患者の定点医療機関当たりの報告数^{注1）}が、「4.65」となりました。**

注1） 定点医療機関当たりの報告数：定点医療機関からの一週間の総報告数÷定点医療機関数

厚生労働省では、この数値が「1」を上回ると、「インフルエンザの流行入り」としており、本県において**本格的に流行シーズンを迎えました。**

予防と早めの治療に心がけ、感染と重症化を防ぎましょう。

なお、今後、保健所単位で定点医療機関当たり「10」を上回った場合には県内全域にインフルエンザ注意報を、同じく「30」を上回った場合にはインフルエンザ警報を発令します。

2 インフルエンザ患者の定点医療機関当たりの報告数推移

	定点医療機関数	第51週	第52週	第1週
		(12/19～12/25)	(12/26～1/1)	(1/2～1/8)
愛知県	195	0.33	0.80	4.65
全国	約5,000	1.24	2.05	-

3 インフルエンザについて

インフルエンザは、例年11月下旬から1月に流行が始まり、1月から3月にかけて流行します。

鼻水、くしゃみ、咳など一般的な風邪の症状に加えて、突然の38度以上の発熱や頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身の症状が現れます。

また、小児では急性脳症、高齢者や免疫力の低下している方では肺炎を伴うなど、重症になることがあります。

4 予防・治療について

- 症状がある場合は、マスクを着用するなど「咳エチケット^{注2)}」を心がけましょう。
- 外出後等には、石けんで手を洗いましょう。
- 室内では加湿器等で適度な湿度を保つようにしましょう。
- 十分な休養とバランスの取れた食事を心がけましょう。
- インフルエンザワクチンの接種を希望する方は**早めに接種を受けましょう**。なお、**定期の予防接種の対象者**（65歳以上の方など）については、2023年1月31日までの間は**無料で接種が受けられます**。
- インフルエンザが流行してきたら、人混みや繁華街への外出を控えましょう。
- かかった時は早めに医療機関を受診し、休養をとりましょう。水分を十分に補給しましょう。
- 小児・未成年の患者では、急に走り出す、部屋から飛び出そうとする、ウロウロと徘徊する等の異常行動を起こすおそれがあるので、自宅で療養する場合は、少なくとも2日間、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮しましょう。また、これに加え、小児・未成年者が「**容易に住居外に飛び出さないための対策^{注3)}**」をとるよう心がけましょう。

注2)

- ・咳やくしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- ・鼻汁、痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

注3)

- ・高層階の住居の場合
 - 玄関や全ての部屋の窓の施錠を確実に行いましょう。（内鍵、補助錠がある場合はその活用を含みます。）
 - ベランダに面していない部屋で寝かせましょう。
 - 窓に格子のある部屋がある場合にはその部屋で寝かせましょう。
- ・一戸建ての場合
 - 上記対策に加え、できる限り1階で寝かせましょう。

5 過去10年間の注意報・警報等の発令状況

年度	流行入り	注意報発令	警報発令
2013年度	第51週（12月16日～12月22日）	2014年1月9日	2014年1月22日
2014年度	第48週（11月24日～11月30日）	2014年12月24日	2015年1月6日
2015年度	第1週（1月4日～1月10日）	2016年1月20日	2016年2月3日
2016年度	第46週（11月14日～11月20日）	2016年11月30日	2017年1月11日
2017年度	第48週（11月27日～12月3日）	2017年12月21日	2017年12月28日
2018年度	第48週（11月26日～12月2日）	2018年12月12日	2018年12月27日
2019年度	第46週（11月11日～11月17日）	2019年12月5日	2019年12月19日
2020年度	—	—	—
2021年度	—	—	—
2022年度	第1週（1月2日～1月8日）	—	—

6 インフルエンザの発生状況について

県内における今シーズンのインフルエンザ発生状況は、**愛知県インフルエンザ情報ポータルサイト**（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kansen-taisaku/influ.html>）で御覧になれます。

なお、**愛知県衛生研究所**のWebページ（<https://www.pref.aichi.jp/eiseiken/>）でも、インフルエンザの発生状況などについて情報提供しています。

